

生活福祉資金 借入申込にあたっての留意事項
(新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付)

1. お申し込みの前に、本書及び特例貸付のご案内のチラシをご一読いただき、内容をご理解いただいたうえで申し込みください。
2. 今回の新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借り入れはできません。
3. 申込みは、新型コロナウイルス感染症の罹患者等であるなどやむを得ない場合を除き、原則として借り入れを希望する本人が申込手続きを行ってください。
4. 上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書等と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
5. 世帯構成員の確認のため、住民票（謄本）の提出をいただきます。
6. 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくことになります。
7. 生活保護受給世帯の場合や、従前から就業していない（収入の減少がない）場合は、貸付の対象となりません。
8. 総合支援資金の貸付を申し込みされる方で、過去に生活福祉資金の借入をし、令和2年3月から過去1年の間、一度も償還のない方については、貸付対象外となります。
9. 申込受付後、茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。審査結果について書面での通知は後日郵送いたします。また、貸付不承認の場合、提出された借用書とともに不承認通知書を郵送いたします。なお、不承認理由をお答えすることはできません。
10. 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。お振り込みまでには、緊急小口資金、総合支援資金ともに申込書を受理してから概ね3週間かかりますので、ご了承ください。また、書類の不備等によりお振り込みまでにお時間を要する場合がございますが、連絡なく貸付不承認となることはございませんので、ご理解ください。
11. 貸付け後は、緊急小口資金の場合は据置期間1年以内、償還期限2年以内でのご返済、総合支援資金の場合は据置期間1年以内、償還期限10年以内でのご返済となります。ご希望により繰り上げ返済や一括返済することも可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。
12. 資金を借り受けた方は、借入期間中に住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。
13. 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
14. 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、お申し込みの受付をお断りする場合がありますほか、必要に応じ警察と連携して対応いたします。